

保健師教育（全国保健師教育機関協議会誌） 投稿規程

1. 筆頭著者および共著者の資格

筆頭著者は、本会員である団体（以下、会員校という）に所属している者、または賛助会員とする。但し、共著者や、編集委員会から依頼された原稿の筆頭著者についてはこの限りではない。筆頭著者および共著者は、投稿された論文の知的内容に貢献した者であり、全ての著者が論文の内容について承諾したこととする。

2. 原稿の種類

1) 原稿の種類は、研究、活動報告、その他であり、それぞれの内容は以下のとおりである。

【研究】研究・調査に関する新しい知見が論理的に示されており、公衆衛生看護学、並びに公衆衛生看護教育の知識の発展に貢献すると認められるもの。

【活動報告】活動や事例の報告として意義があり、公衆衛生看護学、並びに公衆衛生看護教育の発展に寄与すると認められるもの。

【その他】公衆衛生看護学、並びに公衆衛生看護教育に関する見解などで、編集委員会が適当と認めたもの。

3. 投稿原稿の構成

投稿原稿の構成については、原則として研究は表1のとおりとする。表1の構成以外の場合は、投稿時にその理由を記す。活動報告については、参考として表2に例を示す。

表1 研究の構成

項目	準ずる項目	内容
抄録		目的、方法、結果、考察にわけて、見出しをつけて記載する（構造化抄録）。和文抄録は400字以内、英文抄録は250 words 以内とする。
キーワード		6語以内
緒言	はじめに	研究の背景、目的
方法	方法と対象、材料など	調査、実験、解析に関する手法の記述および資料・材料の集め方など
結果	結果	調査などの結果
考察		結果の考察、評価
結語	おわりに	結論（省略も可）
謝辞など		謝辞、当該調査への助成や便宜供与など
文献		文献の記載は原稿執筆の要領を参照

表2 活動報告の構成 (例)

項目	準ずる項目	内容
抄録		目的, 方法, 結果, 考察にわけて, 見出しをつけて記載する (構造化抄録). 和文抄録は 400 字以内, 英文抄録は 250 words 以内とする. 英文抄録は省いてもよい.
キーワード		6 語以内
はじめに	まえがき	活動の背景や目標など, 活動報告としての目的
方法	方法と対象	活動の対象や方法
活動内容	活動結果	活動内容や取り組みの特徴, 活動の結果
考察		結果についての検討, 活動を通じて得られた知見, 課題, 他の活動に応用できる点など
おわりに	あとがき, 結論	今後の活動への示唆 (省略も可)
謝辞など		謝辞, 当該活動への助成や便宜供与など
文献		文献の記載は原稿執筆の要領を参照

4. 研究倫理

- 1) 投稿論文は, 他の出版物 (国の内外を問わず) にすでに発表あるいは投稿されていないものに限る. 二重投稿は禁止する. インターネット上で全文公開されている内容 (機関リポジトリにおける学位論文の全文公開を含む) は, すでに発表されたものとみなす.
- 2) 人が対象である研究や報告は, 「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」(以下 URL 参照) にそって倫理的に配慮され, その旨が本文中に明記されている必要がある.
http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/26/12/_icsFiles/afieldfile/2014/12/22/1354186_1.pdf
- 3) 研究者が所属する施設などの倫理審査委員会の承認を得る. 倫理審査委員会の承認を得て実施した研究は, 承認した倫理審査委員会の名称, 承認番号, 承認年月日を本文中に記載する.
- 4) 研究や報告全体を通じて, 施設や個人が特定されないよう, また知的財産権の所属機関に保護に十分配慮して記述する.
- 5) 投稿論文の著者とは, 投稿された論文に重要な知的貢献をした者である. 著者の資格は, 以下の三点に基づく. (1) 研究の構想, デザイン, またはデータ収集, 分析, 解釈に重要な貢献があった. (2) 論文の作成または重要な知的内容に関わる批判的校閲に関与した. (3) 出版原稿の最終承認を行った. 資金の獲得, データ収集, または研究グループへの部分的な助言のみを行っただけでは著者資格は認められない. 著者はすべて著者資格を満たし, 著者資格を満たす人物はすべてその名が列挙されていなければならない.
- 6) 投稿論文の作成に際し, 企業・団体などから研究費助成, 試料提供, 便宜供与などの経済的支援を受けた場合は, 謝辞などにその旨を記載しなければならない.

5. 原稿受付と採択

- 1) 投稿原稿は随時受け付けるが, 9月30日を締切りとし, その後審査を開始する.
- 2) 下記6の投稿手続きを経た原稿の到着日を受付日とする.
- 3) 受付日と到着順に付す受付番号とを, 投稿者に通知する.
- 4) 原稿の採否は査読を経て編集委員会が決定する.

- 5) 編集委員会の判定により、原稿の修正および原稿の種類の変更を著者に求めることがある。
- 6) 投稿された論文は理由の如何を問わず返却しない。
- 7) 修正を求められた原稿はできるだけ速やかに再投稿する。返送から 3 か月以上経過した場合は投稿取り下げとみなし、新投稿として扱う。
- 8) 査読が複数回にわたる場合は、掲載が次期になる場合もある。
- 9) 採用決定後に所定の著作権譲渡同意書に著者全員が自筆署名して、編集係に郵送する。著作権譲渡同意書の提出確認後に掲載する。

6. 投稿手続きと原稿執筆の手順

- 1) 原稿は原則として、パーソナルコンピューターなどのソフトウェアで作成する。
- 2) 投稿原稿は、本文、図、表、写真、抄録などをすべて正 1 部、副 1 部を提出する。
- 3) 正本表紙には、表題、希望する論文の種類、原稿枚数、図、表および写真などの数、著者名、所属機関名、投稿論文責任著者の氏名・連絡先（所属機関、所在地、電話、ファクシミリ、電子メールアドレス）、キーワードを日本語で記載する（6 語以内）。副本には著者名、所属、謝辞ほか投稿者を特定できるような事項を記載しない。但し、副本でも研究倫理審査委員会の承認を得ている場合は、委員会名・承認番号、承認日などを伏せ字にして、記載する。異なる機関に属する者が共著である場合は、各所属機関に番号をつけて氏名欄の下に一括して示し、その番号を対応する著者の氏名の右肩に記す。別に英文表紙をつけ、表題、著者名、所属機関名、キーワードを英語（日本語のキーワード数と同じ）で記載する。
- 4) 2) 原稿は A4 判横書きで、1 行の文字数は 25 字、1 ページの行数は 32 行（800 字）、余白は左右上下 35 mm とし、適切な行間をあける。
- 5) 原稿は、表紙と抄録以外のページに通しの行番号をつけて印字する。数字およびアルファベットは、原則として半角とする。
- 6) 投稿原稿の 1 編は本文、文献、図表を含めて以下の字数以内（スペースを含む）とする。これを超えるものについては受領しない、もしくは短縮を求める。研究 16 枚以内（16,000 字以内）活動報告 16 枚以内（16,000 字以内）。図表の目安は、1 ページ全体を使用した大きさの場合は 800 字換算、1/2 ページ程度の場合は 400 字換算とする。
- 7) 外国語はカタカナで、外国人、日本語訳が定着していない学術用語などは原則として活字体の原綴で書く。
- 8) 年の表記は、原則として西暦を用いる。元号表記は、行政資料の名称など必要な場合のみとする。
- 9) 図、表および写真は、図 1、表 1、写真 1 などの通し番号をつけ、本文とは別に一括し、本文原稿右欄外にそれぞれの挿入希望位置を記載する。
- 10) 文献の記載方法は以下のとおりとする。
 - (1) 文献については、本文中に著者名、発行年次を括弧表示する。著者が複数の場合には「～ら」または「～et al.」と筆頭著者の姓を記載する。

例) 「・・・重要性が示唆され（湯沢, 1997）,・・・」
「・・・に関する文献（田中ら, 2010）・・・」
「・・・(2001) の定義する・・・」
「・・・Davis et al. (2014) の研究では,・・・」
 - (2) 文献は著者名のアルファベット順に列記する。但し、共著者は 3 名まで表記し、3 人の著者名+

『, 他』とする (以下の例を参照). 英文の文献で著者が 4 人以上の場合は, 3 人の著者名+『, et al.』とする.

【雑誌掲載論文】

- ・著者名 (発行年次) : 論文の表題, 掲載雑誌名, 号もしくは巻 (号), 最初のページ数-最後のページ数.

例)

大森純子, 三森寧子, 小林真朝, 他 (2014) : 公衆衛生看護のための”地域への愛着”の概念分析, 日本公衆衛生看護学会誌, 3(1), 40-48.

Keller L. O., Schaffer M. A., Schoon P. M., et al. (2011): Finding common ground in public health nursing education and practice. *Public Health Nursing*, 28(3), 261-270. doi: 10.1111/j.1525-1446.2010.00905.x

【単行本】

- ・著者名(発行年次) : 書名 (版数), ページ数, 出版社名, 発行地.
- ・著者名(発行年次) : 章などの表題, 編者名, 書名 (版数), ページ数, 出版社名, 発行地.

例)

村嶋幸代, 鈴木るり子, 岡本玲子編 (2012). 大槌町 保健師による全戸家庭訪問と被災地復興 : 東日本大震災後の健康調査から見えてきたこと, 1-256, 明石書店, 東京.

佐伯和子 (2014) : 第 3 章 地域全体への公衆衛生看護技術 3 社会システムへの働きかけ, 佐伯和子編, 公衆衛生看護学テキスト第 2 巻公衆衛生看護技術, 132-151, 医歯薬出版株式会社, 東京.

Stanhope M., Lancaster J. (2015): *Public health nursing: population-centered health care in the community* (9th edition). 20-30, Mosby, St Louis.

【翻訳書】

- ・原著者名 (原書の発行年次) / 訳者名 (翻訳書の発行年次) : 翻訳書の書名 (版数), ページ数, 出版社名, 発行地.

例)

Glanz K., Rimer B. K., Lewis F. M. (2002) / 曾根智史, 渡部基, 湯浅資之, 他訳 (2006) : 健康行動と健康教育 : 理論, 研究, 実践. 217-236, 医学書院, 東京.

- (3) オンライン版で DOI のある場合は, DOI を記載する. なお, オンライン版で DOI のない場合は, アドレス (URL) を記載する.

- ・著者名 (発行年次) : 論文の表題, 掲載雑誌名, 号もしくは巻 (号), 最初のページ数-最後のページ数. doi : DOI 番号

例)

Davies N., Donovan H. (2016): National survey of commissioners' and service planners' views of public health nursing in the UK. 141, 218-221. doi: 10.1016/j.puhe.2016.09.017

- (4) インターネットのサイトなど, 逐次的な更新が前提となっている資料を引用する場合は, サイト名とアドレスを明確に記載するとともに, 検索した年月日も付記すること.

- ・著者名 (発行年) : 表題, アドレス (検索日 : 年月日)

例)

厚生労働省(2013) : 平成 28 年度保健師活動領域調査 (領域調査) の結果について,

http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/hoken/katsudou/09/ryouikichousa_h28.html (検索日: 2017年3月1日)

- 11) 250 words 以内の英文抄録並びに 400 字以内の和文抄録をつけること。「活動報告」は英文抄録を省いてもよい。和文抄録と英文抄録の構成は、目的 (Objective)・方法 (Methods)・結果 (Results)・考察 (Discussion) にわけて、見出しをつけて記載する。英文抄録はネイティブチェックを受ける。
- 12) 原稿の終わりに謝辞などの項を設けることができる。
- 13) 投稿時には、カバーレターを添付する。カバーレターには、原稿を他誌へ同時投稿していないこと、未発表であること、英文抄録 (Abstract) のネイティブチェックを受けたことを明記する。
- 14) 投稿原稿は、電子メールにて以下のメールアドレス宛てに送付する。なお、1 メールあたり 10 MB まで受信可能である。10 MB を超える場合はオンラインストレージを利用して送付する。オンラインストレージの利用ができない場合は、編集係まで送付前に連絡する。

【原稿送付先・問い合わせ先】

〒113-0033 東京都文京区本郷 2 丁目 27 番地 16 大学通信教育ビル 5 階中西印刷 (株) 内
一般社団法人全国保健師教育機関協議会機関誌 「保健師教育」編集係

E-mail : japhnei-ed@nacos.com

TEL: 03-3816-0738 FAX: 03-3816-0766

- 15) 投稿規程に従っていない場合は、原稿を受け付けない場合がある。
- 16) 改訂稿送付の際も電子メールにより受け付ける。

7. 著者校正

- 1) 査読を経て、編集委員会で受理された投稿原稿については著者校正を 1 回行う。
- 2) 著者校正の際の加筆は原則として認めない。

8. 著作権

著作権は本団体に帰属する。掲載後 1 年間は本団体の承諾なしに他誌に掲載することを禁ずる。なお、本団体の方針に基づき、データベースなどとして再利用することがあるので、同意の上、投稿する。

9. 著者が負担すべき費用

- 1) 掲載料は無料とする。
- 2) 別刷料はすべて実費を著者負担とする (別途参照)。
- 3) 図表など、印刷上、特別な費用を必要とした場合は著者負担とする。

10. 附則

この規程は、2017年5月13日から施行する。

2018年5月12日一部改正。

2019年5月11日一部改正。

2020年11月15日一部改正.

2021年3月13日一部改正.